

湖西市条例第 31 号

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

湖西市長 田内 浩之

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条及び第 14 条中「541 円」を「586 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。